

## 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会ハラスメント防止及び対応規程

### (目的)

第1条 この規程は、本会の職場におけるハラスメントの防止及び対応等に関する事項を定め、もって良好な職場環境を維持するものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「ハラスメント」とは次のことをいう。

#### (1) セクシュアル・ハラスメント

職場（※職場の延長と考えられる会食会等の場所含む）において性的な内容の言動を受けた職員が抵抗や拒否の意を示したことに對し、評価や人事異動等、労働条件の不利益を与えること。又は言動を受けた職員が苦痛・不快感による就労意欲の低下や業務に専念できない等、就業環境を損なわせることで、具体的には次のような行為を含む。

- ① 性的な冗談、からかい、質問
- ② わいせつ図面の閲覧、配布、掲示
- ③ 職員等に不快感を与える性的な言動
- ④ 性的なうわさの流布
- ⑤ 不必要な身体への接触
- ⑥ 性的な言動により職員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑦ 交際、性的関係の強要
- ⑧ 性的な言動に対して拒否等を行った職員に対する不利益取り扱い等

#### (2) 妊娠・出産・育児休業・介護休暇等に関するハラスメント

職場において上司や他の職員が、当該職員の妊娠・出産・及び育児・介護休業等を取得することをきっかけに嫌がらせをしたり、降格や解雇等の不当な扱いをすること等で、具体的には次のような行為を含む。

- ① 職員による妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- ② 職員が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ③ 職員が妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等

#### (3) パワーハラスメント

職場における地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範疇を超えて人格と尊厳を侵害する言動やいじめ及び嫌がらせ行為等で、具体的には次のような行為を含む。

- ① 胸ぐらをつかむ等、身体的な攻撃
- ② 職員の前で一方的に暴言を吐く、人格を著しく傷つける発言を繰り返し行う、不当な異動をちらつかせる、書類を投げつけたりして脅す等、精神的な攻撃等
- ③ 隔離、無視等の人間関係からの切り離し
- ④ 明らかに達成が不可能な職務や不要な職務を一方的に与える等、過大要求を行うこと

- ⑤ 仕事を与えない等の過小要求を行うこと
- ⑥ 私的なことに過度に立ち入る等、個の侵害

(職員の責務)

第3条 すべての職員は、健全な職場環境を実現するためハラスメントを行ってはならない。

- 2 職員を管理・監督する地位にある者は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が発生した場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。
- 3 職員は、他の職員がハラスメントを行っていることを黙認してはならない。

(窓口の設置)

第4条 職員のハラスメントに関する相談・苦情に対応するための窓口は総務課とする。

- 2 窓口に相談担当者を2名程度置く。
- 3 総務課長は、相談窓口担当者の氏名を職員に周知するとともに、担当者に対する対応マニュアルの作成を行うものとする。

(相談・苦情の申し出)

第5条 ハラスメントを受けた職員またはハラスメントを目撃した職員は、相談窓口に対して書面又は口頭により、相談・苦情の申し出を行うことができる。

- 2 ハラスメントに関する相談・苦情の申し出は、現実に発生した場合だけでなく、発生の恐れがある場合にも行うことができる。

(相談・苦情の対応)

第6条 職員からの相談・苦情の申し出は次のとおり対応する。

- (1) 相談・苦情の申し出を受けたときは、相談窓口担当者は、別紙1のハラスメント相談受付票にて事案の事実関係の確認を行い、直ちに総務課長に報告しなければならない。
- (2) 総務課長は、相談・苦情内容について深刻なものと判断した場合は、直ちに当事者等の事情聴取を含む事実関係について適切な調査を行い、案件を迅速に対応しなければならない。
- (3) 総務課長は対応後、別紙2「ハラスメント相談対応報告票」を用いて処理記録を残さなければならない。

(事実認定及び懲戒処分等)

第7条 ハラスメントの最終的な事実認定は、相談窓口からの報告をもとに、事務局長が行う。

- (1) 事務局長は相談窓口からの相談受付票等をもとに、被害者及び被疑者の双方から別々に説明を求め、双方の言い分を客観的に聴取し、必要に応じて第三者からの意見を求めることができる。

(2) 事実関係があると判断した場合は、事務局長は直ちに会長に報告しなければならない。

(3) 会長は事務局長からの報告が就業規則の懲戒の規定に該当するものと判断した場合は、懲戒処分審査委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(4) 懲戒処分を含む必要な措置については、委員会での審査を受け会長が決定する。

（プライバシー保護）

第8条 窓口の相談担当者は、職員からの相談・苦情に対応するにあたっては、関係者のプライバシー保護に十分配慮するとともに、知り得た秘密は厳守する。

（不利益扱いの禁止）

第9条 本会は、職員がハラスメントに関する相談・苦情を申し出たことを理由として、当該職員に不利益な取扱いをしてはならない。

（再発の防止）

第10条 本会は、ハラスメントが発生した場合は、速やかに適切な再発防止策を講じなければならない。

附則

この規程は平成29年6月1日から施行する。

